

美村 PAY デジタル商品券発行補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デジタル地域通貨『美村 PAY』（以下「美村 PAY」という。）の普及促進を目的に地域経済の活性化及び商業者の販促活動支援を行うため、多気町が美村 PAY デジタル商品券（以下「デジタル商品券」という。）の発行費用を事業者に代わり負担するための補助事業制度（以下「本事業」という。）を定めるものである。

(対象事業者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 多気町内に事業所を有する美村 PAY 加盟店であること
- (2) 地域経済の活性化に寄与する意思があること

(補助対象経費)

第3条 本事業の対象となる経費は、デジタル商品券の制作費及びその使用決済金額。

(補助限度額)

第4条 補助限度額は1事業者あたり10万円とし、1枚あたりデジタル商品券の単価は2,000円を上限とする。

(申請方法)

第5条 事業者は、美村 PAY デジタル商品券発行補助事業申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。この場合において、町長が必要と認める書類を添付しなければならない場合がある。

(事業の採択)

第6条 町長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、美村 PAY デジタル商品券発行補助事業採択（不採択）通知書(様式第2号)を事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助事業の採択をする場合において、補助事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事業の変更又は中止、廃止の承認申請)

第7条 前条の規定により採択の通知を受けた事業者（以下、「採択事業者」という。）が、事業の変更又は中止、廃止の承認申請を行う場合は、美村 PAY デジタル商品券発行補助事業計画変更(中止、廃止)申請書(様式第3号)によるものとする。

（実績報告）

第8条 採択事業者は、事業完了後1か月以内に、美村 PAY デジタル商品券発行補助事業実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（認定の取消し及び返還）

第9条 町長は、採択事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の採択の取り消し、既に発行したデジタル商品券の費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 予定された補助事業を実施しないとき。
- (2) 事業の施行方法が不適切であるとき。
- (3) 不正の行為によりデジタル商品券の発行を受けたとき。
- (4) その他町長が不適切と認めたとき。

（誓約事項の遵守）

第10条 本事業の申請者は、別記1 誓約事項に定められた内容を遵守しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

多気町長 様

申請者住所
名称
代表者氏名

美村PAYデジタル商品券発行補助事業申請書

美村PAYデジタル商品券発行事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり事業申請します。

記

1 キャンペーン名：

2 事業内容（キャンペーンの詳細内容など）

※どのように販促するのか（いつ、だれに、どうやって配布するのか）

3 事業実施期間

開始予定日 年 月 日

終了予定日 年 月 日（最長：令和7年12月31日）

4 デジタル商品券10万円分の内訳

例) デジタル商品券500円×来客（配布数）200人 = 100,000円

デジタル商品券 円 × 人 = 100,000円

※デジタル商品券の単価は、2,000円を上限とする。

5 別記1誓約事項の内容を遵守します。（を入れる）

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

多気町長

⑩

美村PAYデジタル商品券発行補助事業採択（不採択）通知書

年 月 日付け申請のあった、美村PAYデジタル商品券発行補助事業について、下記のとおり決定したので、美村PAYデジタル商品券発行補助事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

採択 ・ 不採択

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

多気町長 様

申請者住所

名称

代表者氏名

美村PAYデジタル商品券発行補助事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け採択通知のあった補助事業の内容を変更したいので、美村PAYデジタル商品券発行補助事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由及び内容

| |
|--|
| |
|--|

多気町長 様

申請者住所
名称
代表者氏名

美村PAYデジタル商品券発行補助事業実績報告書

美村PAYデジタル商品券発行補助事業について、事業が完了したので、美村PAYデジタル商品券発行補助事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 デジタル商品券の利用状況（どれくらいの頻度で利用があったか）

| |
|--|
| |
|--|

- 2 事業の効果

※事業を実施したことにより、どのような効果があったか。

| |
|--|
| |
|--|

- 3 消費者からはどのようなフィードバック（反応・評価など）があったか。

| |
|--|
| |
|--|

別記1(第10条関係)

誓約事項

私は、以下の事項を遵守します。

第1条(要綱の確認・遵守)

私は、美村PAYデジタル商品券発行補助事業実施要綱を十分に確認し、その内容を理解した上で、これを遵守することを誓約します。また、要綱に基づき求められる義務・責任を果たすことを約束します。

第2条(反社会的勢力ではないこと)

私は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)ではないことを誓約します。

私は、反社会的勢力を利用しないこと、関係を持たないこと、またこれらの勢力に対して資金提供や便宜を図ることがないことを誓約します。

私が前項に違反した場合、本事業の取消しや必要な対応を受けることを了承します。

第3条(誓約違反時の対応)

万一、本誓約に違反した場合、私は多気町が定める措置に従い、採択の取消しや返還を求められた場合には速やかに応じることを誓約します。